

(別表2) 不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第21条第1項
処分の概要	許可の取消、原状回復命令等 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第21条第1項 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設を設置すること若しくは原状回復を命ずることができる。 一 第18条第1項の規定に違反した者 二 第18条第1項の許可に附した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により第18条第1項の許可を受けたもの
処分基準	(設定不要)
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号：011-231-4111(内線27-629))
備考	道内において処分の先例がないことから、当面、処分基準は設定しない。